

熊取町公共交通協議会財務規程の一部改正について

改正理由

会計年度内に収入又は支出すべきと確定したものを、年度を超えて収入又は支出を行うために設けられている期間である出納整理期間を設定するため、この規程を改正するものです。

熊取町公共交通協議会財務規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規程を同表の改正後に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入及び支出の手続) 第6条 (略) <u>(出納の閉鎖)</u> 第7条 <u>協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。</u> (決算等) 第8条 (略) (委任) 第9条 (略)</p>	<p>(収入及び支出の手続) 第6条 (略) 〔新設〕 (決算等) 第7条 (略) (委任) 第8条 (略)</p>

## 附 則

この規程は、令和7年2月 日から施行する。

## 熊取町公共交通協議会財務規程（案）

制定 令和5年5月24日

（趣旨）

第1条 この規程は、熊取町公共交通協議会規約（以下「規約」という。）の規定に基づき、熊取町公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

（予算）

第2条 予算は、町からの負担金、補助金その他収入をもって歳入とする。また、運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに熊取町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、予算の調製後、予算の補正を必要とする事由が生じたときは、速やかに調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算の流用及び予備費の充当）

第4条 歳出予算の流用又は予備費の充当をしようとするときは、熊取町の関係規定を準用し、流用・充当命令書（様式第1号）により行うものとする。

（出納及び現金等の保管）

第5条 出納その他会計事務は、事務局が行うこととし、事務局員のうちから事務局長が指名するもの（以下「出納員」という。）にこれを行わせる。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（収入及び支出の手続）

第6条 収入及び支出の手続は、熊取町の関係規定を準用し、収入の手続きは、調定書（様式第2号）により行い、支出の手続きは、支出負担行為書兼支出命令書（様式第3号）により行うものとする。

2 出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1） 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第7条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条第6項に規定された監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により決算が協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに熊取町長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月 日から施行する。